

財関第403号
平成28年3月31日

各税関長殿
沖縄地区税関長殿

関税局長 佐川 宣寿

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第1121号を別紙4-1のよう改める。
2. 税関様式C第1150の次に別紙4-2及び別紙4-3を加える。
3. 税関様式C第3195号、税関様式C第3196号、税関様式C第5610号、税関様式C第5612号、税関様式C第5622号及び税関様式C第5624号を別紙4-4から別紙4-9までのように改める。

4. 税関様式C第9015号の次に別紙4-10を加える。
5. 税関様式C第9060号、税関様式C第9070号及び税関様式T第1070号を別紙4-11から別紙4-13までのように改める。
6. 税関様式B第1090号の次に別紙4-14から別紙4-16までを加える。
7. 税関様式B第1220号を別紙4-17、及び税関様式B第1230号を別紙4-18のように改める。

(II) 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙4-19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第5 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を次のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第10 輸出入・港湾関連情報システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。